

4月より、働き方に関わる法律が変わります! 「働き方改革関連法」学習会のご案内

「働き方改革関連法」が2019年4月から施行されます。時間外・休日労働に上限を設ける一方、労働時間の規制を適用しない「高度プロフェッショナル制度」を創設。年次有給休暇には5日付与義務が付きまます。外国人労働者の受け入れも拡大します。

これらの法改正に、労働者・労働組合はどのように対処すべきか？ 真の「働き方改革」のためにはどうすべきか？ これらのことを学習します。

講師は、全労連常任幹事、雇用・労働法制局長の伊藤圭一さんです。

みなさんのご参加を呼びかけます。



講師：伊藤圭一 全労連 常任幹事、雇用・法制局長

日時： 2019年2月24日（日）
午後1時半開場、午後2時開会～午後4時半終了
場所： ワークプラザ岐阜3階・302会議室
(岐阜市鶴舞町2-6-7・TEL 058-245-2411)

講師（伊藤圭一氏）紹介

1988年より労働調査協議会で9年間、調査研究員として民間大企業や公務職場の労使関係、労働条件、生活・家計実態、労働者意識などの調査に従事。1997年より全労連事務局。99年日産リストラ対策現地闘争本部事務局として、三多摩労連に住み込みで活動。2002年より全労連常任幹事。最低賃金、公契約適正化運動、労働法制などの政策課題を担当。反貧困ネットワーク設立時メンバー。2009年年越し派遣村元実行委員として、日比谷公園で年末年始をテントで過ごす。

「ご飯論法」で有名になった、国会パブリックビューイングにおいて、複数回、解説者をつとめる。

全労協など11団体で構成する雇用共同アクション事務局長、労働法制中央連絡会事務局長。

参加費：無料

申込みは、事前に、連絡先（岐阜県労連）まで、FAX等で連絡願います。

当日参加も可能ですが、資料を配付できない場合があります。

主催：岐阜地区労働組合総連合

協賛：岐阜県労働組合総連合・岐阜県春闘共闘会議

連絡先： 岐阜県労働組合総連合
(略称：岐阜県労連)

岐阜市徹明通7-13岐阜県教育会館402号

電話：058-252-3013 FAX：058-253-4996

2月24日 「働き方改革関連法」学習会 参加申込書

(FAX:058-253-4996 岐阜県労連)

氏名	
所属団体	
電話	